# 疋田教諭分限免職取消訴訟ニュ-ス No.17 2010/4/27

第 15 回審理(2010年1月27日)報告

第 15 回審理後の報告会の様子

第 15 回審理前に行った宣伝活動の様子

教員文化研究会主催

「教員の不当解雇と『働く権利』『子どもの権利』について考える

- 疋田教諭分限免職取消訴訟を通して - 」 (2010年4月11日)開催報告

○次回はいよいよ判決です。 是非 傍聴をお願いします。

2010年4月28日(水) 527号法廷 午後1時15分~

判決後、直ぐに(1 時 20 分ごろから東京地裁前で宣伝活動)

午後2時から2時半まで、司法記者クラブで記者会見

午後2時半ごろから3時半まで 弁護士会館5階会議室507号室A·B·Cで報告会も行います。 こちらも是非 ご参加ください。

# 第 15 回審理報告(2010 年 1 月 27日)(527号法廷) 午後 1 時 15 分

第 15 回審理が 2010 年 1 月 27 日 (水) に開催されました。今回も大勢の支援者の方が傍聴してくださり、傍聴席ははじめから満席で、中に入ることができない方もかなりいらっしゃったようです。

### またもや、審理開始直前に証拠書類と書面を出してきた被告側

はじめは、原告、被告で最終準備書面と、証拠書類についての確認のやり取りが行われました。 被告側は今回も、前回同様、審理の日、審理開始直前に証拠書類と、それを用いて主張する書面 を強引に入れ込んできました。

被告側はその一方で、原告側が事前に出した証拠書類について、それらは突然出してきたからその内容の疑わしさを確認できないと述べ、そこでそれを調べてまた意見を述べたいと主張してきました。その主張はあまり意味のないようなもので、まるで、被告側が審理直前に書類を提出した不誠実さをカモフラ・ジュするかのようなものでした。

結局、裁判長は、書類を後から提出しても構わないが、被告側も原告側どちらにとっても正式な 書類は今回事前に提出された最終準備書面と証拠までとし、後からだされるものはあくまで参考意 見としてしか扱わないとして治めました。

そのようなやり取りでやや時間をとりましたが、そのあと、疋田教諭が、事前に約束している原告本人による最終の意見陳述(口頭で読み上げ、文書そのものは事前に裁判所に提出された)が 15 分ほど行われました。

実は、被告側は、前回、第14回審理のときも、原告本人尋問という大事な尋問のときだったのですが、ここでも審理の日、審理開始直前に、二つの証拠書類を提出してきました。それは被告側の証人として5月の尋問に応じた、疋田教諭が勤めていた前任校、東久留米市西中学校時代に、当時の教頭だった井戸川氏のもので、追加の陳述書として提出しました。そして被告側弁護士は、疋田教諭が事前に準備をできない方法で、突然出してきたその陳述や証拠書類を使って、疋田教諭に対する反対尋問を強圧的に行ってのでした。そして被告側は今回もまた、やはり審理直前に証拠書類とそれを用いて主張する書面を強引に入れ込んできたのでした。

## 原告、疋田教諭の最終意見陳述 傍聴席に静かに広がる感動

疋田教諭は、解雇される約2年ほど前、2002年から、新しく赴任してきた管理職により不当で理不尽な攻撃を受けてきたこと、自分が犯してしまった「体罰」についても、その問題性に気づかされるよりも、むしろ不平等で恣意的な管理職の対応に不安と恐怖を煽られたこと、他方で、自分が犯してしまった行為の問題については、不当な対応の中で命じられた「研修」ではあったが、その「研修」を通じて「体罰」について学ぶことで、問題の本質に気づかされたこと、その後はこの問題を克服すべく努力し、分限免職処分を受けたあとも教師としてこの努力を継続していることを、事実

をもとに語りました。

その上で疋田教諭は、自分が犯してしまった「体罰」事件への管理職による不公正な対応を教訓とするように、「体罰」を真に克服するためには「体罰関連の処理」が「秘密裏」に、また「恣意的」に行われてはならいとして、次のようにその考えを示しました。

「体罰について、子どもたちは教師に忌憚なく主張でき、また、教師も子どもたちの意見を真摯にとらえ、また意見も言える教育現場をつくることが今こそ必要です。

それが実現すれば、教師の体罰も子どのたちの暴力もいらない教育現場が生まれます。

このような教育現場をつくるための教師たちの自主的校内研修が必要です。」

疋田教諭はまた、かつての教え子からのメッセ - ジを紹介しながら、

「彼女も、そして私も学習しながら人格を構築しているのです」として、「人格の完成を目指」す教育に取り組んできた、自身の教育実践の意義をかみ締めるように、かつて自身が、「PTA」誌に書いた詩を朗読しました。それは、中学生に向き合ってきた「面白い」先生という、疋田教諭の一面をうかがわせるような詩でもありました。以下に再掲します。

今日のノリは悪かった 気持ち半分伝わらない 企画減点・表現不可点 準備今一・経験不足 迫力不燃・気分不愉快 自信喪失・不満充満 口惜しいけれど不合格 今日の授業は不合格 君たちから教わった 忘れかけてた初ごころ 思い起こして立て直し 準備準備 知識の準備 準備準備 仕掛けの準備 準備準備 心の準備 明日はきっと驚くぞ お楽しみはこれからだ トップ合格まちがいなし 結果にこだわる受験生 逃げ出したくなる中学生 ひとりであせるな慌てるな ちょっと止まって見てごらん 隣で歩く人がいる 歩調を合わせてイチ・ニ・サン いっしょに歩いてみてみよう 僕たち大人の毎日は 受験みたいなものなんだ

陳述が終わりに近づくと、傍聴席のあちこちから感動のうなり声が聞こえてきました。 傍聴席が満席で中に入ることができなかった方々も、廊下で、ドアの向こうから、この陳述に聞 き入ってくださったそうです。

(最終意見陳述全文をホ - ムペ - ジの「関連資料」ペ - ジにアップしてありますので、是非、ごらんになってみてください。合わせて、原告側準備書面、陳述書等の重要書類もアップしましたので、こちらも是非、ご覧になってみてください。)

#### 意味不明な、被告側からの最後の意見表明 - 苦し紛れ?

疋田教諭の最終意見陳述のあと、裁判長が被告側にもし何か意見表明することがあればどうぞと 促しました。

これを受けて、被告側弁護士は、疋田教諭は自宅から学校までの通勤時間について嘘をついた。 そういう嘘をつく教員は、東京都教育委員会としては許せないのだという趣旨のことを述べました が、意見表明はそれだけで終わってしまいました。

感動的な疋田教諭の意見陳述とあまりにも対照的でした。

被告側は、もう何も言えないに等しい状況だったのではないかと思います。要するに、分限免職処分を決めたときの被告側の不真面目さ、無責任さが、このようなに惨めな幕引きにつながったのだと思います。

( この通勤時間の件は、東京都教員委員会側が人事委員会での係争中に出してきたことで、疋田教諭が自宅から学校までの通勤にかかる時間を短く申告していた、疋田教諭が解雇される前、澤川校長が自動車通勤をやめさせるために、疋田教諭の自宅から学校まで実際にたどって時間を計った、これが証拠だと自慢げに示し、これをもとに、疋田教諭は嘘つきだと主張した件でした。そして疋田教諭側は、この人事委員会ですでに、その時間計測における矛盾を指摘し、疋田教諭は決して嘘の申告をしていないと論破し終えていたことでした。この件について、疋田教諭側は、このように直ぐに論破されてしまうことを、しかもあまりにも素朴に証拠として提示してきたこと、さらにその内容があまりにも瑣末であること、それをもって疋田教諭を教員として不適格と認定する主張の一つにしたことに、東京都教育委員会側の分限免職処分に対する処分責任者としての無責任さを感じ取っていました。ところが、この東京地方裁判所での裁判の結審においてさえも、最後の意見表明で、被告側はその程度のことしか述べることができなかったのです)。

## 第15回審理後の報告会

今回は会場を手配することができず、控え室でほんの少しの時間、福島弁護士、津田弁護士、疋田教諭からこの裁判の意味、背景などを語ったあと、傍聴してくださった方から2~3のご意見をいただきました。その中では、ご自身が職場でパワ・・ハラスメントを受け、戦っていらっしゃる方の報告もありました。

そのあと、隣のビル、家庭裁判所内にあるレストランの片隅 16 人ほど集まって、昼食をとりながら、自己紹介、意見交換を行いました。

はじめて参加される方も複数いらっしゃり、学校、職場での異常な状況が浮き彫りになるお話が つきつぎと出されました。

- ・ 今、生徒の貧困問題を何とかしたいと、取り組んでいる。この裁判のことは知っていたが、実際に裁判を傍聴して、これは大変な「不当解雇」だったのだとよく分かった。来て良かった。
- ・ 自分は 40 年間教師をしてきた者だ。疋田教諭の意見陳述はとてもよかった。それにひきかえ、 被告側の弁護士は酷かった。反動的な動きが広がっている。引き込まれないために、今が踏ん 張りどきだと思う。
- ・ 34 年間教員をしてきた。自分はもともと政治的な活動には関係せずに生きてきた。しかし、社会の問題について「普通の主婦」感覚で話題にしたつもりが、今は、そのような話をすると、周りから、何か「特殊な人間」として見られる雰囲気が生まれてきている。そこでやはり、自分でもきちんと意見を述べなければならないと思いはじめ、「(日の丸・君が代)予防訴訟」に関わった。この問題をどうやったらもっと多くの人に分かってもらえるか。一般の市民運動として広めていく方法を思案し、工夫した運動にすべく挑戦している。
- ・ 組合が弱い学校にずっと勤めていた。少人数のため気持ちを伝え合うことが容易で、弱いけれ ども、学校の問題で「職場決議」をあげたことがある。校長はこれを受けとめて教育委員会に 伝えてくれた。ところが、そこからその学校は教育委員会に狙われて、予算も人事でも酷いこ とをされた。そういう経験をしたことがある。
- ・ 東京都教育委員会は今、沢山の裁判の対応に追われているのだろうが、このような事態になる ことが予想できるほど、本来おかしなことを、都教委はこの間、行ってきたのだ。都教委は、 こんな事態を招くようなことをせず、そのエネルギ - をもっと子どもに注ぐべきだ。都教委は この事態をしっかり受け止めて対応すべきだろう。
- ・ 今、教育をめぐる状況が悪くなってきていて、その中にこの裁判が位置づいている。 一昨年2009年7月に「子ども若者育成支援推進法」が制定されたが、これはひどい法律だと思う。「援助を必要としている人には援助をしなければならない」というふうに書かれていて(第二条七項「就学及び就業のいずれもしていな子ども・若者その他子ども・若者であって、社会

生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意志を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと」・荒井) これでは結局、何も決めていないのと同様だ。「補導」という形で子どもを一定の方向にもっていっている。

今の子ども・若者施策は、子ども・若者が「悩んでいること」を勝手に決めつけて、一方的何かを「してあげる」ということを謳い、しかし、実際に支援活動をする人たちは、分担方法も、どんなことをするかも、上から決められて、「一体」となって協力しなければならない、という形になっている。法律で、きちんとすべき内容が明記されないまま、実際には上がつくった枠にしたがっていくという展開だ。こういう法律がとおってしまうという現状に危機意識を感じる。

- ・ 自分は労働問題に直面した人たちの相談にのる仕事をしていたのだが、その自分が、職場でパワ・・ハラスメントを受けることになり、今、勉強しながら戦っている。内藤朝雄の『いじめの構造』(講談社文庫)を読んでいる。パワ・・ハラスメントのキ・ワ・ドは「閉鎖された権力空間」「連鎖」「中間集団」。
- ・ 自由な時間ができて傍聴にきたが、遅れてきて、傍聴席が一杯だったので中に入れなかった。 理不尽な攻撃を受けて、支える人がいないと辞めてしまう教員が多い。理不尽な攻撃には闘う ことが大事だから、当事者をまわりがみんなで支える必要があると思う。
- ・ 学校で子どもが亡くなったり、重度の障害者になったりしてしまう学校事故が多発している。 事故報告書をみると良く分かる。子どもが SOS を発している。
- ・ この裁判は負けるわけにはいかない。分限免職の問題としても、体罰の問題としても、結果は 相当な影響を与えることになると思う。

## 第 15 回審理前に行った宣伝活動の様子

第 15 回審理の日、12 時 15 分から 30 分ほど、東京地裁前で宣伝活動を行いました。 お昼時に宣伝活動を行うのは初めてでしたが、いろいろな方たちが宣伝活動を行っていて、とて も賑やかなのに驚かされました。

丁度、「重慶大爆撃裁判」の審理がこの日あって、中国から原告団が来日していたらしく、さらに、「石綿労災裁判」の原告本人尋問もこの日。一人で広島から来て訴えている方(頂いた資料から、この方の記事がかつて日経新聞に連載された常連の方とのこと。裁判のあり方そのものを一人で、座って訴えている方もいました。

支援の会事務局として、私、荒井は一人で、「ジョニ - を返せ」「不当分限免職を取り消してください」等々と挿し絵入りで描いた、そうとう年季の入った宣伝ポスタ - を首からかけて一人で、第15回審理の傍聴をお願いするチラシを、歩道を歩く方々に、「学校で酷いことが起こっています。」「教員が不当解雇されました。」「是非、関心をもってください。」などと呼びかけながら配っていたのですが、途中か、別の裁判の宣伝をしている方々とチラシ交換をして励ましあったり、なかには、この裁判のチラシを一緒に配ってくださる方もでてきました。

いつもは夕方近くで、チラシを配るのも私たちくらいで静かだったけれど、この日はそんな風に 賑やかになったせいなのか、植え込みのある壁の上にカバンを置いていたら、警備の人に、この上 には置かないでくださいと注意されてしまいました。

# 研究会「教員の不当解雇と『働く権利』『子どもの権利』について考える

# - 疋田教諭分限免職取消訴訟を通して - 」

# (2010年4月11日)開催報告

教育文化研究会主催で「教員の不当解雇と『働く権利』『子どもの権利』について考える」研究会が 2010 年 4 月 11 日に開催されました。疋田教諭分限免職取消訴訟に焦点を当てながらも、これを

「労働問題」と「教育実践」の二つの側面から考えていく、三部構成で、6人の方からの報告に ビデオ上映も交え、意見交換が行われました。

多彩な分野でご活躍の方々が 20 名参加され、長時間にも関らず、なお時間が足りないと思わせるほど、内容の濃い研究会となりました。異なる分野での運動の担い手の方々が分野を超えて出会う機会にもなったようです。

#### 教師の「適格性」 - 「職務命令」違反を理由とする解雇の問題

はじめに津田弁護士から、今回の研究会は4月28日に判決を迎える疋田教諭分限免職取消訴訟の意味を確認するためのものであること、またタイトルに「働く権利」と「子どもの権利」が並べられているのはて、まさに子どもの成長・発達する権利を学校で支える教師の「働く権利」がこの裁判で問われているということ、そして焦点は教師としての「適格性」であり、その「適格性」がないとして疋田教諭は解雇されたが、教育委員会が疋田教諭を教師として「適格性」がないと判断した理由の中心は校長の「職務命令」に従わなかったというものであったことであったと説明されました。そして、もともと、「体罰」事件を契機に懲戒処分が考えられていたにも拘わらず、校長の「職務命令」に従わなかったという職務命令違反を理由に追加して「あわせ技」で「分限免職」にもっていかれた。このような処分を認めてしまえば、校長の「職務命令」に従わないことが教師として「適格性」に欠ける理由になってしまい、現場での教師の実践は子どもの発達する権利を支えることを第1として考えるものにはならなくなってしまう。従って、「働く権利」と「子どもの権利」を合わせて、教員の不当解雇問題を考えることは極めて重要な課題だとの説明がなされました。

## 事件・裁判経過報告と当時の様子再現 そして誹謗中傷性の調査による解明

これを受けて、まず、第1部では疋田教諭分限免職事件そのものに焦点があてられ、はじめに:福島弁護士から事件と裁判の経過が報告され、そのあと、疋田教諭からそれまでの学校、地域での疋田教諭の教育活動の様子を伝える写真映像の紹介が行われました。その最後の方では、疋田教諭が自動車通勤で攻撃を受け始めたころから、疋田教諭が自分を守るために録音してきた管理職とのやり取りの一端も紹介され、「職務命令」という言葉が連発される当時の様子が具体的に紹介されました。その上で、疋田教諭の教え子である上澤さんが、疋田教諭の教師としての実像を、エピソ・ドを交えて伝えたあと、疋田教諭を攻撃する PTA 役員会代表名による「要望書」記載事項の虚偽を独自の調査で明らかにしていった過程・例えばソフトテニス部の指導が酷いという記述は、当時のソフトテニス部の生徒からの聞き取りによると「そんなこと一切ないよ」と語っていたことなど・が紹介されました。

あとからの感想で、疋田教諭が攻撃を受けた当時の録音は、本当にそんなやりとりがあったことをより現実感をもってとらえられ、参加者にとってとりわけ印象深かったようです。

## 「働く権利」- もの言う労働者・教師への理不尽な攻撃

#### - 連帯する重要性 - 労働組合の意義・あり方

第2部は、不当解雇としての労働問題の視点から、職場での嫌がらせ、不当解雇・不当処分の実態と闘いの事例がまず報告されました。まず、レイバ・ネット日本のメンバ・でビデオ・プレスの松原明さん(映画監督)の紹介のもと国労のバッチを身につけることで処分を繰り返し受けてきた辻井義春さんの闘いをまとめたドキュメンタリ・「国労バッチははずせない!」が上映されました。そのあとこのドキュメンタリ・を制作した湯本雅典さんが、東京の小学校教諭を辞めることになったご自身の体験、攻撃を受けた体験を語られました。このほか、短大で不当解雇された衣川さんがその体験を紹介され、また疋田氏から、この裁判を傍聴してくださっている方でご自身がパワ・・ハラスメントと闘っている方の紹介、また東京都の公立学校で不当処分と闘っている方々のことを少し紹介されました。この一つとして、当日都合が悪くどうしても参加できなくなった根津公子先生から事前にお送りいただいたメッセ・ジを、「支援の会」事務局の荒井が読み上げ(印刷配布と共に)ました。

根津先生のメッセ・ジは、はじめ、疋田教諭の事件は「体罰」事件で、自分が直面している攻撃とは直接関係ないは思い、関心も薄かったこと、しかし、事件の詳細を知るにつけ、疋田教諭への

攻撃が根津先生への攻撃とその手法が類似していることに驚いたことを伝え、ともに闘っていこうというエ・ルでまとめられていました。

これら学校も含む労働現場での攻撃事例の紹介のあと、この間、この裁判の重要性を強く意識して、組合として支援を正式決定してくださった愛知県教職員労働組合協議会(愛教労)の土井政美先生から、労働組合の役割の重要性を、三河教職員組合、そして愛教労の活動、憲章に書かれた思いに触れながらご紹介いただきました。今、心を病む先生、身体を壊す先生が増えている学校の実態、その中で、組合メンバ・で、現役で亡くなったという教員の情報が入れば、必ず組合として弔問し、問題として受け止めるように努めていること、そのようにして、組合員一人ひとりを大切にし、支え合っていること、そこから学校をよくしていこうとしていることなど、力強いメッセ・ジが語られました。

組織率が小さい組合でも、このような真の通った組合こそ、本当に力をもっていくものだろうという感想が寄せられています。

#### 性教育 - バッシング政策による発展の停滞

第3部では、教育実践に焦点が当てられました。疋田教諭は性教育の実践でも蓄積がありますが、 周知のように、この間、性教育に対するバッシングがあちこちで起きています。そこでまず、疋田 教諭から、「性教育」についての考え方と近年のバッシングの状況が紹介し、性教育を今さらに発展 させていくことが求められているのに、バッシングによって、その発展が押し止められている問題 が指摘されました。その上で、疋田教諭が関わってかつて作成された性教育実践を紹介するビデオ の一部が上映されました。

#### 「体罰」- 歪んだ理解(事件化しなければいい)による克服の停滞 - 克服の課題

また、次に、疋田教諭の事件は「体罰」問題ともの関わっており、原告側、私たちの主張は、「体罰」を真に克服するためには、疋田教諭を解雇することはむしろ「体罰」を温存することになる、疋田教諭が「体罰」を克服し、自らの認識と実践を高めてきた成果を「体罰」克服の実践に活かすべきであると主張しています。そこでこのこと関わらせて、小田原市を拠点として、学校での「体罰」をなくすための運動を展開し、また学校事故での被害者の支援運動も行っている高崎朋子さんに、ご自身のお子さんが酷い体罰を受け、保護者としてもその教員から攻撃を受けた経験、同じように子どもがその教員から体罰を受けた保護者たちがその後、苦労してようやく、その教諭を辞めさせる運動を展開した体験、神奈川県教育委員会によるパワ・・ハラスメントチェックシ・トの中に組み込まれた「体罰」防止チェックシ・トが(資料配布)批判的に紹介されました。

この第3部の最後は、新潟大学教授でこの裁判の弁護団の一員にもなってくださっている世取山洋介氏から、「体罰」の日本における現状と考え方について報告していただきました。世取山氏はご自身が院生時代に参加した「体罰」調査で、そのときもった見解 - 「体罰」行為は大小に関係なく、共通する危険性をもっている(エスカレ - トする体質をもっている) - を紹介され、その上で、その見解はなお変らず、自分としては「体罰」の否定の根拠はもう明らかにされていると思っているので、25年たった今でも、学校で「体罰」がなお常態化しているらしいことに信じがたい気持ちであると語られました。また、事件化しない「体罰」を容認する近年の「体罰」処理政策に対し、子どもの意見表明権を保障するかどうかという対立点を浮き彫りにする形で、「体罰」問題の本質をとらえる新たな概念が生み出される可能性が出てきていることを紹介しつつ、教員間での討議、研修を通じて、「体罰」認識が改められていく過程を教員に保障することこそ、「体罰」をなくすための方法であると語られました。そしてこの点では、疋田教諭は「体罰」が事件化された事例ともいえ、そして疋田教諭は研修を通じて「体罰」の問題を認識し、その本質から認識したのであり、そのことこそ「体罰」を克服していく事例として評価すべきなのであって、これを成果と認めず、解雇してしまうことは「体罰」問題の観点からも不当であるのだと説明されました。

## 次はいよいよ判決です。是非、傍聴してください。判決に注目しください。

次回、判決は2010年4月28日(水)午後1時15分から、

東京地方裁判所 第527号法定で行われます。その後は以下の日程で活動します。

判決後(1 時20分頃から)、東京地裁前でビラ配りなど宣伝活動を行います。

(宣伝活動が早く終わりましたら、弁護士会館5階507号室で交流会)。

午後2時~2時半まで、東京地裁司法記者クラブにて記者会見(写真許可済)。

その後、2時半から弁護士会館5階509号室 A·B·C で報告会。

こちらにもどうぞご参加ください。

# 「ジョニ - 」グッズの紹介 DVD 支援者の方が疋田教諭の教



育実践のビデオ(一部をまとめたもの)を DVD に焼いて、複製してくださいました。ご希望の方はご連絡ください。エイズ教育の実践、性教育の実践、

また理科で生徒たちが取り組んでいるマジックな ど、興味深い、また感動的な内容が上手くまとめ られています。 ジョニ・T シャツ 支援者の方



のアイデアをもとに、事務局と支援者の方3人で、2009年3月につくりました。3月28日の反貧困フェスタで疋田教諭がお二人の支援者の方と

いっしょに宣伝活動したとき、海外の方が気に入って二着も求めていってくださったそうです。

プックマ - ク(しおり) 昨年 12 月、小平教員文化研究会のメンバ - が「ジョニ-を学校に返せ!!!」のブックマ - クの増刷にとりくみました。写真は当初のもので、12 月版は使いやすさを考えて紐なしにしたそうです。みなさまのところで作って、使っていただけるようであれば、版下はいつでもファイルでお送りします。裁判チラシの配布、署名集めなどのときに、ご活用ください。



## このほか、「性教育パンフ」 抜粋版もあります。 東京地裁向けの署名は今回の判決で一旦、終了します。

不当判決の場合にはすぐに提訴します。勝訴で、被告側が提訴する場合には受けてたちます。それらの場合には、 今度は高等裁判書にむけた署名活動を新たに開始しますので、是非、署名集めのご協力をお願いします。

判決が出ましたらみなさまに広くお伝えしますので、是

非 判決に対するメッセ - ジを「支援の会」事務局にお寄せください。また疋田教諭への支援メッセ - ジもよろしくお願いします。この裁判の重要性、処分の不当性を世の中に広く訴えるためにご協力ください(匿名でかまいせんが、ホ - ムペ - ジ等に掲載させていただきたく、もし掲載できない場合にはその旨、お書き添えください。また逆に、名前を是非、掲載したいという場合も、その旨お書き添えいただけると幸いです)。

編集後記 すでに e メ・ルで情報をお送りしているみなさまにはお伝えしましたが、京都で分限

免職処分取消をもとめた小学校教諭の裁判は、最高裁が「上告を受理せず」 勝訴が確定しました。 大阪の教員の方の裁判も同様に勝訴し結審しています。岡山では高裁で勝訴し、舞台が最高裁に移 っています。

日本の教育をだめにしないために、子どもたちの未来をだめにしないために、子どもたちが自分の頭で考え、しっかりとした生き方をしていけるように、それを励ます教師の、その働く権利、自ら自分の仕事に責任を負い、子どもときちんと向き合って教育活動に関する判断ができるように、そのためにも、不当な処分については断固、異議を申し立て、撤回させなければなりません。どうぞ今後ともご支援をお願いいたします。

この間、この裁判のことをさらに広くお伝えする機会が重なりました。第 15 回審理は、レイバ - ネット日本で「支援の会」よりも早く、直ぐに、その日のうちに、ホ - ムペ - ジのトップ記事として掲載していただきました。今もア - カイブとしてご覧になることができます

(http://www.labornetjp.org/news/2010/0127hikita)

この記事はさらにレイバ・ネット日本の英語サイトでも一部英訳して掲載されました。

(http://labornetjp.blogspot.com/2010\_02\_01\_archive.html)

レイバ - ネット・アジアサイトでも紹介されました。

( http://www.laborasia.net/gnu/bbs/board.php?bo\_table=Headline&wr\_id=42 )

このほか、支援者の方のご協力をいただき、荒井容子が雑誌『教育』2010年5月号「教育情報」 欄に、この事件と裁判について概要を紹介する記事を書かせてもらいました。

支援者のみなさまから、さらに組織的な運動へと、運動を拡大するようご示唆をいただいております。今後は、これまでご支援くださってきたみなさまのお名前を可能な範囲で提示させていただく署名活動の展開、改めて、教員組合への再度の支援依頼、その他、さまざまな団体、組織、グル・プへの支援依頼、同様の攻撃を受けている方々とのネットワ・クづくり、教員攻撃に関する協同での研究分析など、教育を守るために踏ん張る活動課題がたくさん思いつきます。みなさまからのご提案、とりわけ、いっしょに活動してくださるというようなことも含んだご提案をいただけるととてもありがたいです。

どうぞよろしくお願いします。

判決はすぐにホ - ムペ - ジに掲載します。私たちの思いが裁判官に届いたかどうか。 もちろんまだまだ多くの方々に届ける課題が残っていますが。

## 今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニ - の会) 事務局 荒井容子事務局 eメ - ル <u>yfe12833@nifty.co</u>支援の会のホームページ

http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html

郵便振替口座名 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニ - の会 口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コ - ド 9900 店番 019 店名 〇一九店(セ'ロイチキュウ店) 預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダ キョウユブ ンゲ ンメンショクトリケシソショウシエンジョニ - の会の支援ホ - ムペ - ジ 支援者の方による支援ホ - ムペ - ジは

http://www.geocities.jp/coolsunglasse/hiki/channel-top.html

リンクを貼ってくださっている

レイバ - ネットのホ - ムペ - ジはhttp://www.labornetjp.org/